

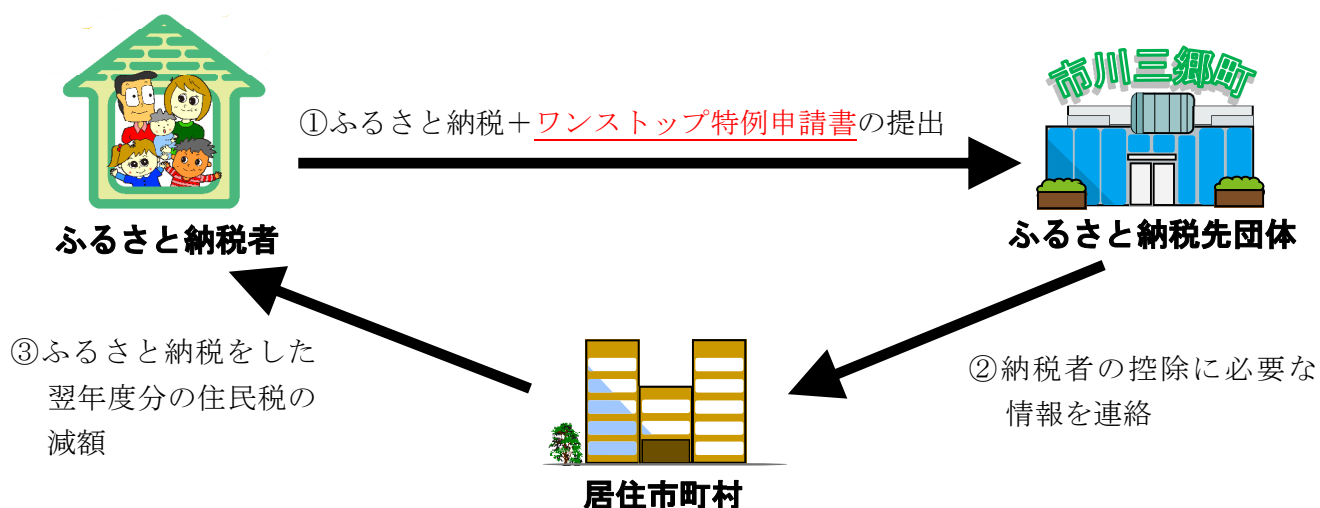
ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税による税の控除を受けるためには確定申告をおこなっていただく必要がありますが、「ワンストップ特例制度」を利用することにより、確定申告の必要がない給与所得者等が確定申告をおこなわなくても税の控除を受けられるようになりました。

ワンストップ特例制度の適用を受ける方は、所得税の軽減相当額を含めて、個人住民税からまとめて控除されます。

本制度を利用するためには、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を市川三郷町に提出していただく必要があります。

なお、確定申告等をおこなったり、6団体以上の地方公共団体に寄附をおこなうと、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなりますのでご注意ください。



Q&A

Q1. ふるさと納税ワンストップ特例を利用できるのはどんな人？

A1. 次の条件すべてを満たしている方が対象です。

1. 確定申告をおこなう必要のない方

〔 確定申告をおこなわなければならない自営業者等や、給与所得者でも医療費控除等で確定申告をおこなう方等は対象となりません。 〕

2. 寄附をされる自治体の数が5団体以下であると見込まれる方

〔 同じ地方公共団体に複数回寄附をしても1団体として換算します。 〕

Q2. 申請の方法は？

A2. 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を市川三郷町に提出していただく必要があります。

ふるさと納税お申込みの際「ワンストップ特例制度を利用する」にチェックを入れた方には、寄附金受領証明書送付時に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を同封しますので、必要事項を記入のうえ、署名、捺印をして市川三郷町へ返送してください。(コピー及びFAX、電子メールは不可)

送料は申請者のご負担とさせていただきます。

Q3. 申請書提出後、氏名や住所等に変更があった場合は？

A3. 提出済の申請書の内容に変更があった場合、寄附をした翌年の1月10日までに市川三郷町へ変更届出書を提出してください。

お問い合わせ先

市川三郷町役場 ふるさと納税係

☎: 055-272-1103/ Fax: 055-272-2525

E-mail: furunou@town.ichikawamisato.yamanashi.jp

※ふるさと納税制度の寄附金控除については、市川三郷町役場税務課(055-272-1104)までお問い合わせください。